

会長	局長	次長	係長	係

令和 7 年 1 月 23 日

奄美市農業委員会

第 12 回定例総会議事録

署名委員　　曰高　千夏

署名委員　　西　　盛　満

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年12月23日(火) 午後3時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文		
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員

8番 榮 清安

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀平	次長兼農地農政係長	勝 裕美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 非農地の判定について

議案第70号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について

議案第71号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

議案第72号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(岸田 会長)

おはようございます。

それでは第12回定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は13名、欠席者は1名で総会は成立いたしました。

これから、令和7年第12回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

議長

(岸田 会長)

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、7番 日高 委員と9番 西 委員 のお二人を指名いたします。

《日程第2》

議長

(岸田 会長)

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第67号から議案第72号までの6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしておりますとおり予定しております。

これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

議長

《日程第3》

(岸田 会長)

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請、No.55～No.57について議題と致します。

それでは事務局からNo.55～No.57について説明を求めます

事務局

(池 局長)

議案第67号の3条許可申請について

1ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は3件です。

申請内訳は名瀬地区が1件、笠利地区の2件、合計3件の申請です。

2ページをお開き下さい。

No.55は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字小宿字屋仁川の2筆の申請です。

農地区分は第1種農地の申請であります。

譲渡人の2筆の農地の面積の合計は324m²で売買による申請となります。

農地取得後は、みかんを栽培する予定であります。

13ページには営農計画書も添付しております。

15ページをお開き下さい。

No.56は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字須野字アヤマルの1筆の申請です。

農地区分は第2種農地の申請であります。

譲渡人の1筆の農地の面積の合計は1,180m²で売買による申請となります。同時に5条申請の関連もありますが1筆内に3条、5条申請を行うものです。

3条申請面積といたしましては1,180m²のうち502.99m²を農地として申請するものです。

農地取得後は、家庭菜園をする予定であります。

27ページには営農計画書も添付しております。

議長

9番

29ページをお開き下さい。

No. 57は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字イシコスミ原の1筆の申請です。

農地区分は第1種農地の申請であります。

譲渡人の1筆の農地の面積の合計は885m²で売買による申請となります。

農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

以上、3件の申請でございます。

(岸田 会長)

続いてNo. 55～57について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願ひいたします。

(西 委員) 譲受人について説明

9番西です。

農地法第3条の規定による許可申請No. 55の譲受人について調査報告致します。

12月12日の金曜日、午後5時頃自宅にてお話しを聞くことができました。

譲渡人から畑を買いますという事でスモモやミカンを植えたいということです。

後継者の方は子供がいるということです。

土地の地番、面積、対価とも間違いないという事です。

(西 委員) 譲渡人について説明

9番

続けて譲渡人について調査報告致します。

12月14日の日曜日、午後1時頃譲渡人の自宅にてお話しを聞くことができました。

体調を崩して高齢で農業ができないという事で譲受人に土地を売りますと言う事です。

土地の地番、面積、対価等、申請通りで間違いないという事です。

9番

(西 委員) 土地について説明

12月14日の日曜日午後1時30分頃、譲渡人の案内にて見に行きました。11ページにありますように福里から里に行く道路の山の尾根にあります。3m程の道路があり段々畠でスモモが40本植え付けられていました。申請地の周りはスモモ畠が広がり先の方は水源地がありました。農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

(岸田 会長)

次にNo.5 6について調査報告お願いします。

12番

(里 委員) 譲受人について説明

12番、里です。

農地法第3条の規定によるNo.5 6について調査報告致します。

譲受人について12月14日午前9時頃笠利町平公民館玄関前にて本人より話を聞くことができました。

土地の所在、及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

4番

(与沢 委員) 譲渡人について説明

4番、与沢です。

議案6 7号農地法第3条の規定によるNo.5 6の譲渡人について、調査報告を致します。

12月16日火曜日、午前9時に譲渡人、仲介人、分室の竹山さん、推進委員の西さんと私と圃場で待ち合わせて、譲渡人から許可申請の内容を確認致しました。土地の所在、及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。譲渡人が高齢になり畠の作業も管理も難しくなったため、同じ集落にいる仲介人に相談したところ、土地を探していた譲受人を紹介され売買に至ったようです。

4番

(与沢 委員) 土地について説明

続けて、農地法第3条の規定によるNo.5 6の土地について報告致します。

24ページの案内図をご覧ください。申請地は空港から県道佐仁万屋赤木名線を北に進み、あやまる岬に繋がる一本手前の道を海側に入った場所にあります。

申請箇所は26ページにあるA○○になります。土地はサトウキビを栽培していた跡地となり、今は以前に刈り取って放置した後に生えてきた弱々しいサトウキビが生い茂っている程度で雑木などありませんので、刈り取り後は直ぐに使用できる状況です。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

委員の皆様のご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

次にNo.5 7について調査報告お願いします。

12番

(里 委員) 諾受人について説明

農地法第3条の規定によるNo.5 7について調査報告致します。

諾受人について12月15日、午後1時30分頃、現地にて山本推進委員、竹山主幹、私と諾受人に話を聞くことができました。

申請書のとおり間違はありませんとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

12番

(里 委員) 諾渡人について説明

12月15日、午後1時30分頃、現地にて山本推進委員、竹山主幹、私と譲渡人に話しを聞くことができました。

申請書のとおり間違はありませんとの事でした。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

12番

(里 委員) 土地について説明

土地について、現在サトウキビが栽培されており、収穫後に譲受人が牛の飼料作物を栽培するとの事でした。

農地法第3条、第2項第1号、第2項第4号、第2項第6号、第3項第2号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(岸田 会長)

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請、No.5 5～No.5 7について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第4》

議長

(岸田 会長)

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請、No.2 5～No.2 7について議題といたします。

それでは事務局から議案の説明を求めます

事務局

(池 局長)

議案第 68 号の 5 条許可申請について

39 ページをお開き下さい。

今回の申請は笠利地区のみの 3 件の申請です。

40 ページをお開き下さい。

No. 25 です。

1 件目の申請地は奄美市笠利町大字用安字石原の申請でございます。

この議案につきましては追認議案でございます。

農地区分は第 2 種農地でございます。

譲渡人の 1 筆の農地の面積は 652 m²。

そのうち 70.5 m² が一般住宅を建設する申請であります。

申請書 40 ページの左側にある 3 転用計画の（2）において隣接している宅地において家を建てた際に当該地に建物が一部かかってしまったため今回の申請となつた次第です。

51 ページに始末書が添付しております。

53 ページの参考の登記簿をご覧ください。

参考としての登記簿でございますが隣接地の宅地〇〇につきましては平成 30 年 6 月 25 日の総会にて 5 条申請許可がでております。

当時の譲受人は東京都の〇〇さん、譲渡人は兵庫県神戸市の〇〇さんでその後、〇〇さんへ転売されております。

54 ページの申請書と 94 ページの申請書をお開き下さい。

No. 26・27 です。

No. 26・27 の申請地は 3 条申請地 No. 56 の同農地であるため同時に、ご説明致します。

申請地は奄美市笠利町大字須野字アヤマルでございます。

農地区分は第 2 種農地でございます。

No. 26 については譲渡人の 1 筆の農地の面積は 1,180 m²。

そのうち 498.92 m² が一般住宅を建設する申請であります。

同じく No. 27 につきましては 1,180 m² のうち、58 ページの地籍測量図から市道からの出入り口から一般住宅に沿うように畠への通路としての申請でござい

ます。

6 1 ページの B ○○ が一般住宅で、 C ○○ が通路でございます。

8 8 ページ、 8 9 ページをご覧ください。

この申請地につきましては国立公園第 2 種であり県へ許可申請中であり、 8 9 ページに記載されています添付資料及び注意点の（ 7 ）のアに記載されている通り同時に申請可能との文面がありますのでご確認下さい。

以上、 3 件の申請でございます。

議長

(岸田 会長)

続いて担当調査委員による調査報告お願いいたします。

No. 2 5 の調査報告お願いします

1 2 番

(里 委員) 謙受人について説明

農地法 5 条の規定による No. 2 5 について調査報告致します。

謙受人について 1 2 月 1 7 日午後 6 時頃、自宅前にて謙受人にお話しを聞くことができました。

譲渡人は謙受人の父親であるため贈与し、また始末書も添付しております。

既に着工され完成間近となっております。

土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いないとの事でした。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

1 2 番

(里 委員) 謙渡人について説明

1 2 月 1 5 日午後 2 時頃、現地にて山本推進委員、竹山主幹、私とで謙渡人よりお話しを聞くことができました。

申請書のとおり間違ひありませんとの事でした。

1 2 番

(里 委員) 土地について説明

12月15日午後2時頃、山本推進委員、竹山主幹、私と譲渡人と現地を確認致しました。

始末書にも記載しておりますが、現在申請地の隣〇〇で住宅を建てていますが、建物の一部が父親の土地に入り込んでしまったとの事です。

また、周辺の農地がないため影響もなく問題ないと思います。

その他、記載内容についても問題ない事を報告致します。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

(岸田 会長)

議長

続いてNo.26の調査報告お願いします。

(里 委員) 譲受人について説明

12番

農地法5条の規定によるNo.26について調査報告致します。

譲受人について12月14日午前9時頃、笠利町平公民館玄関前にて譲受人より話を聞くことができました。

土地の所在、及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

(与沢 委員) 譲渡人について説明

4番

議案第68号農地法第5条の規定によるNo.26の譲渡人について、調査報告を致します。

12月16日火曜日、午前9時10分頃、譲渡人、今回仲介人をされている方、分室の竹山さん、推進委員の西さんと私で譲渡人から許可申請の内容を確認致しました。

土地の所在、及び権利の設定に係る対価等記載内容に間違いないとのことでした。

(与沢 委員) 土地について説明

4番

続けて、農地法第5条の規定によるNo.26の土地について調査報告致します。

61ページをご覧ください。住居となるNo.26の申請地はB〇〇になります。

6 3 ページの平面図にあるように右側の居住との間にあるスペースは駐車場として利用するとのことでした。

敷地の現状としては設計図を作成するにあたり草が刈り取られ、測量した後があるほか、入り口にはブロックが並んでいましたが、土地全体にわずかな傾斜がついているため、隣接している道路に赤土が流出するのを防ぐためのようです。

その他特に、着工した後は確認できません。申請地は、国立公園の第2種特別地域に指定されているため 88、89 ページに記載されている通り、現在のところ許可申請中のことです。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

(岸田 会長)

議長

続いて No. 27 の調査報告お願いします。

(里 委員) 譲受人について説明

12番

農地法 5 条の規定による No. 27 について調査報告致します。

譲受人について 12 月 14 日午前 9 時頃、笠利町平公民館玄関前にて譲受人より話を聞くことができました。

土地の所在、及び権利の設定に係る対価等、記載内容に間違いないとのことです。

皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

(与沢 委員) 譲渡人について説明

4番

農地法 5 条の規定による No. 27 の譲渡人について、調査報告致します。

12 月 16 日火曜日、午前 9 時 20 分頃、譲渡人、仲介役、分室の竹山さん、推進委員の西さんと私で譲渡人から許可申請の内容の確認を致しました。

土地の所在、及び権利の設定に係る対価等、記載内容に間違いないとのことです。

(与沢 委員) 土地について説明

4番

続けて、農地法5条の規定によるNo.27の土地について調査報告致します。

61ページをご覧いただくと、申請地はC〇〇になります。入り口から住居の脇まで一般車が通れる道幅の通路として利用することです。

隣接している〇〇との間には雑木が生えていて、一部申請地にかかっている箇所については伐採する必要があるかと思います。こちらも同様に国立公園の第2種特別地域に指定されているため現在は許可申請中になります。

以上になります。委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

6番

(大瀬 委員)

No.26, 27の申請書においてこの沢山の図面は必要なんですかね。

事務局

(池 局長)

申請書には図面等の添付書類をつけてもらうようになっていますので添付したところです。確かに紙の無駄と言ってもしょうがありません。
今後は事前協議の中で協議していきたいと思います。
また、そのようなことも含めて今後は来月からタブレットで総会を行う事と計画しておりますので宜しくお願ひ致します。

7番

(日高 委員)

7番、日高です。

申請内容については特にないですけど、申請内容の国立公園の第2種特別地域となっていますがもちろん、こちらの方が優先順位が高いのでしょうか、これからも自然遺産とか、自衛隊の土地とか同時進行で申請してもよろしいのでしょうか
国の許可が出てから申請するのか同時進行でやるのか

事務局

(池 局長)

先程、説明した通り、89ページの(7)のアに記載されているとおり、同時申請にて構わないとの説明書きがありますのでご理解下さい。

議長

(岸田 会長)

よろしいでしょうか

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請、No.25～No.27について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第5》

議長

(岸田 会長)

議案第69号 非農地の認定についてNo.25について議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第69号 非農地証明願いについて

106ページをお開き下さい。

今回の申請は笠利地区1件のみの申請です。

107ページをお開き下さい。

No.25について、申請地は奄美市笠利町大字宇宿字高亦の1筆で134m²の申請です。

農地区分は第2種農地です。

当該地については宇宿集落内にあり現況に記載されているとおり昭和62年頃に相続時にバナナを植え付け以降、放棄地となっているようです。

本人は農業に従事する意思もないため申請に至りました。

この申請につきましては現況の写真だけでは判断できないため願出人、土地の調査報告による審査で判断の程よろしくお願ひいたします。

議長

以上、1件の申請でございます。

(岸田 会長)

9番

(西 委員) 願出人について説明

願出人について調査報告致します。

12月13日、土曜日午後1時30分頃、自宅の方でお話しを聞くことができました。

この畠は農業もしく今後も農業をしないという事です。

土地の地番、面積とも間違いないということです。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

6番

(大瀬 委員) 土地について説明

6番、大瀬です。

非農地証明願いNo.25願出人の土地の調査結果報告致します。

12月15日月曜日、午前9時に分室の竹山さん、推進委員の肥後さんと私3名で申請地の土地の確認調査を致しました。

土地は集落内にあり案内図109ページ、写真は111ページにあります。

笠利・空港線の県道沿いの畠で前所有者の父が生前中にバナナを植えて、そのまま放置されており、2度の県道拡張工事で県道沿いはガードレール、一段下がつて側溝があります。市道沿いと隣接する家との境界はブロック塀で奥は水路に囲まれて、人がやっと入れる土地です。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

議長

質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第69号 非農地の認定についてNo.25について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第6》

(岸田 会長)

議案第70号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案70号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について

115ページの終期管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の1件、4,088m²でございます。

解約理由といたしましては耕作者が代わって農地中間にて○○さんと契約する予定となっています。

(岸田 会長)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

(全員の挙手)

よって、議案第 70 号奄美市農用地利用集積計画の合意解約の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第 7》

議長

(岸田 会長)

議案第 71 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

議案第 72 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案 71 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）合意解約と

議案 72 号奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）賃貸借契約の決定について

117 ページをお開き下さい。

最初に議案 71 号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について 120 ページの管理表をお開き下さい。

解約内容につきましては笠利地区の 6 件、11,373 m²でございます。

解約理由といたしましては番号 1 番に関しましては本人の意思により合意解約となりました。

解約後は議案 72 号にて新たな耕作者と使用貸借契約を行うものとなっております。

番号 2 番～6 番に関しましては耕作者が高齢なため合意解約となりました。

解約後は同じく議案 72 号にて新たな耕作者と賃貸者解約を行うものとなっております。

続いて議案第72号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借、使用貸借の契約について

124ページの名瀬地区の管理表をご覧ください。

名瀬地区の契約内容といたしましては全て賃貸借契約です。

合計件数は2件で面積は1,402m²でございます。

126ページから127ページの笠利地区の管理表をご覧ください。

笠利地区の契約内容といたしましては、1番と11番、12番は使用貸借の契約です。

その他、全て賃貸借の契約です。合計件数は16件16筆で面積は24,932m²でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

(全員の挙手)

よって、議案第71号、議案第72号 奄美市農用地利用集積計画 (中間管理機構) の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

協議会

1. 協議事項

農業研修生と語る会 1名

2. 連絡事項

① 1月の日程について

・申請締め切り日 1月 6 日 火曜日

・事前協議の日程 1月 13 日 火曜日 9:30 ~ 3F会議室
里(義) 委員、朝 委員、師玉 推進員

・総会の日程 1月 26 日 月曜日 5F 会議室

② 名瀬・住用の農地パトロールの開催について

③ 第6回奄美群島かんきつ振興大会開催について

閉会

令和7年12月23日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 日高 千夏
署名委員 西 盛満
作成者 池 秀平